

平成29年 第1回

教育委員会臨時会会議録

平成29年1月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2464号

平成29年第1回臨時会

日 時 平成29年1月24日(火) 午後3時04分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第2号 港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第3号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第4号 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第5号 港区立運動場条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第6号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第7号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成28年度教育委員会表彰受賞者について
- 2 港区教育史の編さんについて

- 3 港区スポーツセンタープールの休止について
- 4 青山運動場のテニスコートの休止について
- 5 卒業（修了）証書の発行年月日の取扱いについて
- 6 生涯学習推進課の12月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の2月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の12月行事实績について
- 10 図書館の12月利用実績について
- 11 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 12 2月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、こんにちは。平成29年第1回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

初めに本日の日程第1、審議事項の運営方についてお諮りいたします。本日の審議事項は6件で、そのうち議案第2号から議案第5号の4件は、施設使用料の見直しに伴う条例改正となりますので、この4件の議案については、一括して説明を受けてから質疑を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

(午後3時04分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

- 1 議案第2号 港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第3号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第4号 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第5号 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第2号「港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「港区立運動場条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第2号から議案第5号まで、一括してご説明をさせていただきます。なお、区議会に提出する議案といたしましては、区長部局が調整の上、議案第2号から議案第5号までの4議案を1議案にまとめて、一括条例とする場合がありますのでご承知おきください。

それでは初めに、議案第2号「港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について」、ご説明をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

最初に2ページの新旧対照表をご覧ください。下の部分が現行、上の表が改正後の条文でございます。改正した部分には右に線を引いてございます。現在、いわゆる子ども料金である小・中学校の1泊の使用料というのは、大人1,000円の半額の500円として設定しておりますけれども、その区分の中に高校生も加えて小・中学生と同じ半額の500円とするものでございます。

理由でございます。3ページの1「改正内容」をご覧ください。高校生の保護者及び本人の経済的負担を軽減するとともに、高校生の施設利用の促進、体力の増進を一層強化するため、高校生の使用料を大人の半額とさせていただきます。

2「施行期日」をご覧ください。施行期日は公布の日、適用は平成29年4月1日からでございます。

見直しの詳細につきましては、参考資料をご覧ください。これは区で定めた使用料の考え方でございます。箱根ニコニコ高原学園についてもこの考え方を基本に、小・中学校と高校生を同じ区分としてあります。

参考資料の1ページをご覧ください。最初に1の(1)「高校生の使用料区分の見直しの考え方」でございます。子ども料金はこれまで中学生までとしておりましたけれども、現在の高校への進学率が98.7%となっております、昭和50年代と大きく異なっており、ほとんど義務教育、言いかえれば小学校から中学校への進学率と同程度の状況となっております。こうした社会状況の変化を受け、現在大人として区分している高校生を中学生と同じ区分に変更するというところでございます。

また1の(2)「保護者への経済的支援の必要性」、(3)「高校生の体力増進」などについても、今回の区分変更の理由となっております。

次に、2ページの上の部分、「使用料の区分の変更」をご覧ください。(1)「変更する区分」ですけれども、「小・中学生」の区分に高校生を加え、「小学生・中学生・高校生」に区分を変更いたします。

次に(2)「区分変更の対象施設」をご覧ください。④として箱根ニコニコ高原学園が対象施設となっております。

次に3「予算への影響」でございます。利用料金制というのがここに書いてありますけれども、利用料金制というのは施設の使用料を指定管理者の収入として収受させる制度でございますけれども、この制度を採用している施設については予算への影響がございますが、ここに書かれているとおり、高校生の使用料の値下げによる利用料金の総額の減少、あるいは増収の場合もあるかもしれませんが、増収の見込みを、区として指定管理者との協議の上、新たな利用料金収入額を決定し、その収入額に見合った指定管理料を平成29年度当初予算に計上することとなります。

ただし、箱根ニコニコ高原学園につきましては、その目的が学校教育のための施設ということもございまして、この制度というのは採用しておりません。そのため、予算への影響はございません。

議案第2号の説明は以上でございます。3ページの2「施行期日」ですが、公布の日と言いましたが、施行期日が29年4月1日でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、引き続き関連した議案である議案第3号、議案第4号、議案第5号について、生涯学習推進課長からご説明させていただきます。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第3号について、議案資料ナンバー2をご覧くださいと思います。学校施設の使用条例の一部改正でございます。ページは2ページを開いていただきたいと思います。

先程のニコニコ高原学園と同じですけれども、上段が改正案で下段が現行のものでございます。下線の引いてあるところが変わったところでございますけれども、屋内プール「小学生・中学生」という区分のところ、今回、高校生を新たに入れさせていただきます、その利用料金ですが1回2時間以内120円の。小学校・中学校、そして高校生も同じ料金ということになります。この条例は29年4月1日から施行するとなっております。

3ページにつきましては先程のご説明の内容と同じでございますので、割愛させていただきたいと思っております。

引き続きまして、議案第4号です。資料で行きますと議案資料ナンバー3になります。スポーツセンター条例でございます。2ページをおめぐりいただければと思っております。

港区スポーツセンター条例の新旧対照表となっておりますが、同じように上段の方が改正案、下段の方が現行でございます。こちらも同じでございます。利用料金の表のところでございますが、小学生と中学生が100円という料金体系のところ、今回、区分に高校生が入ってまいりまして、高校生も100円をご利用いただくということになります。

なお備考の3のところ、プールについては超過時間1時間につき50円をお支払いいただくのですが、これに小学生・中学生にプラスして高校生についても、この料金でお支払いいただくということになりまして、こちらの方、施行も29年4月1日からということになります。

3ページにつきましては、改正内容や区分のところについては同じでございますので、割愛させていただきます。

最後に、議案第5号、運動場の条例になります。

こちらも2ページ、新旧対照表をご覧ください。上段が改正案、下段が現行になっております。港区立芝公園多目的運動場、いわゆるアクアフィールドのプールでございますが、小学生・中学生1人1回2時間以内240円という区分のところ、今回、新たに高校生が入ってまいりまして、同じく高校生も240円をご利用いただくということになります。

また3ページをご覧くださいのujukけれども、表の備考欄の2「超過1時間につき」というところについては、小学生・中学生120円という形で、追加でお支払いいただくところの区分に高校生も追加をさせていただくという形になりまして、こちらも29年4月1日から施行させていただきます。

4ページにつきましても同じ内容でございますので、説明を割愛させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。質問のある方お願いしたいと思います。

○小島委員 高校生の料金を下げるのですが、高校生がこういう施設を大いに利用していただくと非常にいいということで、この内容は大変結構だと思います。参考資料の2ページの予算への影響なのですが、利用料金制を採用していて、増収分・減収分をやって「利用料金収入額を決定し」と書いてあるのですが、これ大分前にも説明いただいたのですが、すみませんがもう一度説明してください。

○生涯学習推進課長 説明が不足してまして申し訳ございません。今回、利用料金制を採用しているところということで、具体的にはスポーツセンター、芝公園多目的アクアフィールドのプール、ここの2カ所になりまして、こちらにつきましては指定管理者が利用料金として、利用者からお支払いいただく利用料金収入、それと指定管理者が運営するのにかかる運営費、それら二つの要素を合算しまして、このスポーツセンター、もしくは運動場を運営する全体の経費とさせていただきます。

のでございます。

今回、高校生の利用料金がぐっと安くなることに伴いまして、指定管理者からいたしますと、利用料金の収入が減ることになります。ですから、その部分の料金の減収額を大体はじき出しまして、スポーツセンターですと、29年度の1年間で、おおよそ225万円くらいの影響があるのではないかと算定しております。この分減収となりますので、区からの指定管理料という形で、その分を補填し、それで運営費を補っていくという形で29年度の予算の体制を準備していきたいと考えているところでございます。

○小島委員 その利用料金の件でここに書いてあるのが、「高校生の使用料の値下げによる利用料金の減収分」及び「値下げしたことによる高校生の利用人数の増加による増収分」ということで、この減収分と増収分、両方とも予測を立てられるのですか。

○生涯学習推進課長 説明が不十分で申し訳ございません。これも想定という形で人数を算出、推測したところでございますが、当然高校生は大幅に安くなります。今まで500円だったところが100円になるということで、利用者数が増加することも考えられると予測しております。今までの利用の状況から見て、大体1.2倍を想定しておりまして、それは近隣区の施設の利用料金と比較しても、港区がぐっと安くなるというようなところもあり、おおよそそれぐらいだろうということで、人数はその分プラスした形で算出をしまして、それで影響の額というものを算出したというところでございます。

○小島委員 料金は下げるが、そのかわり利用者数は1.2倍になるから、それで計算すると。そのような計算でも利用料金は減るので、運営費を補填すると。分かりました。これはプラスマイナスゼロとなる場合もあり得るわけですね、理論上は。

○生涯学習推進課長 そうですね。料金の変動の幅が500円から100円とかとぐっと大きくなって、もっと少ない利用料金の変更で、人数が逆にぐっと増えることが想定されるとすると、プラスマイナスゼロということもあるかとは思います。

○小島委員 この予測が外れた場合はどうするのですか。

○生涯学習推進課長 今回は、高校生の料金改正は初めてでございますので、まず29年4月から改定させていただいて、その状況を見させていただきたいと思っております。そして、その状況を加味して30年度、指定管理者とも協定を結んでまいります。29年度の状況をしっかり加味した上で、またその協定、それから利用料金というのも設定していきたいと考えております。

○小島委員 29年度は新たな方式でやるから、おおよその見込みでやるので、外れる場合もあり得るだろうと。で、外れた場合は30年度の委託料で検討しますよということですか。

○生涯学習推進課長 この推測につきましても、指定管理者が、最初の請け負うときの推測をもとにしましてはじき出しているところがございますので、こちらから言うのもあれですけども、それほど大きく外れる数字ではないだろうと。現場の状況に即した形で算出してございますので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 いいことだと思います。しかも今、進学率が100%近いのですね。実際プールに行くと、肉体的にはもう高校生はほとんど大人と同じなので、小・中学生が利用しているのと、ちょっ

と見た感じは随分違う。でも経済的には確かに小・中学校と同じ状況にいるので、基本的にはいいことだと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 この場合は、入るときに学生証とかそういうのを提示させてということになるのですか。要するに小・中学生は提示させなくても大体分かりそうなのですか。

○学務課長 高校生の区分の設定に当たっては、広く解釈しようと考えております。例えば学校教育法に基づくような高等学校だけではなく、インターナショナルスクールなどでも高校生であれば認めようということです。自己申告ということです。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第2号から議案第5号の4議案については、平成29年第1回港区議会定例会に提出する議案としては、区長部局で調整の上、4議案を1議案にまとめて一括条例とする場合が今後あり得ますので、本日継続の取り扱いとさせていただきます、一括条例になりましたら、4議案を取り下げることとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号から第5号については、継続審議とすることに決定いたしました。

5 議案第6号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第6号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○指導室長 では、議案第6号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、教育委員会資料ナンバー5で説明をさせていただきます。

まず資料でございますが、まず1ページからの本条例の改正案文、4ページ、新旧対照表。そして8ページから、こちらが表題にあるように「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の概要ということです。主にこちらで説明をさせていただきます。そして参考資料1として、定められた法律の概要、そしてこの条例にかかわって、その条例等における介護される者の範囲についての資料という形で、資料を作成しております。

それでは、先程申し上げましたように8ページ、概要説明資料に沿ってご説明いたします。本件は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴って、本区での「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」諮るものでございます。

先程申し上げました法律ですが、これが平成28年の12月に公布されたことにより、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「育児・介護休業法」というものなのですが、略して「育児・介護休業法」というものなのですが、それが改正をされております。

参考資料1をご覧ください。このたびの法改正の概要について記載されている資料でございます。このたびの法改正により変更される主な変更点として、四角囲みにも書いてあるのですけれども、(1)から(4)まで、まず(1)が「育児休業等の対象となる子の範囲の見直し」、範囲の拡大ですね、見直しというのは拡大されているということです。(2)は「介護休業の分割取得」ができることになったこと。そして(3)として「介護のための所定労働時間短縮措置」が図られていること、その制度を設けること。そして(4)として「介護休業の申出をすることができる非常勤職員の要件の見直し」が行われることになっております。

この「育児・介護休業法」の改正を受けて、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、今回ご審議いただく条例については、今申し上げた子育て関係の勤務制限と対象となる子の範囲の拡大であったりとか、介護を行う職員の超過勤務の免除であったり、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認する「介護時間」というものの新設について、改正を行います。また介護休暇等に関する介護される者の範囲の見直しについて、一部の整理を行うものでございます。

それでは、本条例の一部改正の内容について説明をいたします。改めて8ページをお開きください。中段の(2)「一部改正の内容」、こちらに合わせてご説明をいたしますのでご覧ください。

まず、①「子育て関係の勤務制限の対象となる子の範囲の拡大について」でございます。これまで実子または養子ということで親子関係にあるということが限られていたのですが、児童虐待等さまざまな事情によって、里親や養子縁組にかかわる子どもたちについても、これを適用するという事で、この範囲の拡大がされているものでございます。

改めてもう少し詳しく説明をさせていただきます。「育児・介護休業法」の改正によって、子の範囲が拡大されたことは今申し上げたとおりですが、育児を行う対象の子の範囲が3つ増えたということです。

まず、「職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子」ということで、これは法律の文言なのでちょっと分かりにくいのですが、簡単に言うと、養子縁組を成立させようということで、その監護期間にある子、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を申請して、成立するまでの監護期間中の子ども対象にするという意味です。

2番目は、「養子縁組里親である職員に委託されている」という子どものことです。この「養子縁組里親」という文言なのですが、この言葉は大変紛らわしいのですが、児童福祉法の改正によって4月1日以降に、「養子縁組里親」という文言が定義づけられるということがあり、今回の条例ではそういった文言は使えないことから、少し紛らわしい言い方なのですけれども、里親である職員に委託されているということです。要するに里親というのは、あくまでも児童相談所が委託しているわけですので、まったくこの範囲にはないのですけれども、里親である職員が、これから、養子縁組によって養い親となることを希望している場合の子ども、里親はこの条件ではないのですが、例えば児童相談所が虐待等で委託をしていて、その職員がこれから養子縁組することを希望している場合の子どもについても拡大されるということです。

そして3番目です。「養子縁組を希望する職員に対し、養育里親」、これは、養育の里親として「児

童相談所から委託された子」が加えられるということです。児童相談所から委託されている子ということですので、そこに書いてありますように養子縁組里親となることを希望しているのですが、まだ実の親の了解が得られていない場合、そういった場合に限る形の子どもについても、今回その範囲を広げるということです。実の親は「まだ養子縁組を認めない」と言っている場合、虐待等の状況によって児童相談所から委託されている場合には、それも「子の範囲の拡大」に当たるといえるということです。

その下の4行の方に移りますが、「子の範囲の拡大」に伴って、「条例第11条第1項に規定する育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲を拡大すること」をしております。後でご覧いただければと思うのですが、「また、条例第11条の2第1項及び第11条の3第1項に規定する育児を行う職員の超過勤務の制限（免除）に係る子の範囲についても同様に拡大」するものでございます。

次に、9ページ、②でございます。「介護を行う職員の超過勤務の免除について」説明をいたします。「育児・介護休業法の改正により、職員が要介護家族を介護するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超過して勤務しないことを承認しなければならないものとされていることに伴い、条例第11条の2第2項に要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限（免除）の規定を整備することとしました」。これまで介護を行う職員については職員が請求した場合に、月24時間、年150時間を超過して超過勤務をさせてはならないという規定は定められていたのですが、今回「公務の運営に支障がないと認めるとき」は、超過勤務をさせないという規定が設けられることになりました。

この「公務の運営に支障がないと認めるとき」というのは、よほどの重大事態というように捉えていただければ、こういった介護の請求が出た場合超過勤務はさせないで、そういったことが、超過勤務をさせないことができるということ、そういった規定が設けられることになったということでございます。

そして③ですけれども、「介護される者の範囲について」説明をいたします。これもちょっと複雑なのですけれども、参考資料2をお開きください。本人を中心とした図が示されておりますけれども、介護に関する休暇制度について、それぞれ介護される者の範囲はこの図のとおりとなっております。

現行の条例では、「介護を行う職員の深夜勤務の制限」及び先程申し上げた条例で規定する「介護を行う職員の超過勤務の制限」に係る要介護者の範囲については、図の実線部分が対象となっております。そして条例第18条に規定する「介護休暇」に係る要介護者の範囲については点線部となっていて、範囲が異なっている状況であったわけです。そんな関係で介護を行うという事情というのは、この11条に規定する場合と18条に規定する場合、実線部も破線部も介護を行うという事情は共通であるので、その対象についても統一することが適切であると考えられていることから、区としては参考資料の2の表で示している実線部分を要介護者として統一するための規定整備を行います。なお点線部分で一部、その右上の配偶者というのが外れておりますけれども、これは本人から見て配偶者の、要するに義理の父母の配偶者、つまり義理の父母が再婚したような場合というよ

うなことで、これについては入れないという形の解釈で、この11条の規定がなっていたものでございます。

従いまして、その範囲を広げるということの考え方の中で、統一した形をこの11条に基づく規定整備を行うということで、今回、考えているところでございます。

改めてまた、概要について9ページをご覧ください。④の「介護時間の新設について」の説明でございます。実はこのことが、1月1日施行でありながら、今回条例審議をすることで非常に複雑になっている部分でございます。

「育児・介護休業法」の改正によって、「要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことを」、要するに介護とか育児のため、「一日の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認するものとされたことに伴って」、条例の中で「介護時間」というのを新設いたします。

「介護時間」の制度の中身というのは、本条例施行規則の中で定めることとされておりますので、「介護のため、連続する3年の範囲内において、30分を単位として1日に月2時間を上限とした、無給の」休暇制度が考えられています。

続いて、10ページ⑤をご覧ください。「付則関係」について説明をいたします。まず第1項で、この条例は公布の日から施行することを定めております。そしてイですけれども、第2項では先程触れた養子縁組里親について、これも先程説明しました。平成29年4月1日以降に児童福祉法に位置づけられることから、平成29年3月31日までと同年4月1日以降とで、条例上の文言が変わることになるために、この「養子縁組里親」ということを説明した、対応可能な規定として整備をしているものでございます。

それから片仮名のウでございます。第3項について、こちらは「経過措置」についてなのですが、「介護休暇・介護時間に関して条例の施行日までの間の経過措置については規則で詳細を定めるとし、本規定では、条例施行規則に委任する規定を定めるとし」しております。

これが先程の「介護時間」のことの詳細な詳しい説明なのですが、具体的な経過措置の内容については、介護休暇制度については、現行では介護休暇というのは連続する6カ月の期間内で必要な期間が承認されていたのですけれども、今後本条例の施行規則の改正後は、合計6カ月になるまで3回まで分割して申請することが可能になる予定でございます。

「育児・介護休業法」、法律の施行日である平成29年1月1日に、介護休暇の初日から起算して6カ月を経過していない職員や、同法施行日1月1日ですね。条例施行日前日までの間において、要するにこの条例は第1定例会で審議されますので、3月の中旬ごろとなると思うのですが、その間において新たに介護休暇を承認された職員については、条例施行日以降においてさらに2回まで、かつ通算して180日を限度として、介護休暇の申請ができるよう措置する予定となっております。法律の施行日とこの条例の施行日が違うことによって、そこの部分を補填する意味での措置でございます。

また介護時間の申請についても同様でございます。「育児・介護休業法」の1月1日施行から本条例の施行日までは、「介護時間」という制度が存在しない状況になっています。条例が定まっておりますので「介護時間」というのは定まっていません。その期間については、改正された「育児・

介護休業法」に規定される「要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認」しなければならないという趣旨を反映させるために、介護する職員には「介護時間」というものが存在していませんので、職免、いわゆる職務に専念する義務の免除を承認することによって対応するものでございます。

なお、この条例については幼稚園教諭の者ということで、今回の第1定例会で審議をされるものでございますが、都の職員については実は東京都議会においてこの法律の1月1日施行に合わせて、第4定例会、12月のうちの定例会議で、定例会の方の議会で決定しておりますので、要するに小中学校の県費負担教職員については、既にこのことが適用されているということでございます。

ちょっと分かりにくいのですが、今、資料をお配りします。仮のもので申し訳ございませんが、今の説明を補填する資料でございます。

まずこの法律の公布によって、この法律が1月1日施行ということで、一番上の四角にあります。この二つの法律が施行されていますけれども、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に、左側ですね、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」というのが、これは東京都の条例でございまして、29年1月1日に施行されております。

今申し上げたように、これに基づいて、県費負担の小中学校の教職員については介護時間・介護休暇等について、既にこの法に基づいて1月1日から適用されているということでございます。右側でございますが、今審議していただいています条例については、第1定例会議後決定し、施行することということになっています。

その関係で介護休暇の取得であったりとか、介護時間の申請については、さまざまな措置を行うことにより、法に基づいた形で、本区でのこの勤務の形に沿った介護時間であったりとか介護休暇を申請するときに、法律と齟齬がないように、法律違反にならないように、今回整備をしたものでございます。

説明が複雑で、また資料も十分ではなく、申し訳ありませんが以上、概要の説明とさせていただきます。ご審議ご決定のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問等はありませんでしょうか。

○小島委員 今回の説明の内容を正しく理解しろと言われてもなかなか難しい面があるのですが、ただ要するに育児の問題と介護の問題については、もう日本全体にとって非常に大事な問題なので、この育児と介護の制度をより手厚くしようということで法律が改正され、これに伴い条例も改正しなくてはいけないということで、その趣旨は非常にいいことと思います。

それで、育児については子どもの範囲を広げていき、里親、特別養子等についても適用する。介護についてもこの参考資料2の図を見ますと介護対象者の範囲をかなり広く認めていますが、現実的にこのように範囲を広くすべきなのか少し疑問も感じます。結論としては介護を手厚くしようということで、良いことと思います。

そんなことで本日提出された議案第6号については、大変結構なことだと感じました。ただ具体的な細かいところまで、なかなか分かりにくい部分があるのですが、本日の議案第6号は幼稚園職員に適用される条例ですよね。幼稚園職員に適用されるということでお聞きしますが、深夜勤務を

免除するとかいろいろありますが、幼稚園教諭で、今まで深夜勤務を命じたことはあるのですか。

○指導室長 基本的には深夜勤務というものを命じることはございませんでした。

○小島委員 分かりました。いや、「深夜勤務を免除」と書いてあるので、「えっ、あったのかな」という感じです。それから「超過勤務の免除」、幼稚園教職員の先生、超過勤務というのはどんな場合ですか。

○指導室長 基本的に幼稚園教諭についても、給与上のことですが、残業手当等はつかない形での勤務となっております。従いまして災害や、例えば幼児が行方不明になって、その対応でどうしても園長が勤務をしなければいけないというようなこと等、そういう特別な場合と考えてございます。先程の深夜勤務等含めて、これはある意味、幼稚園教職員は区の職員でございますので、区の全体の職員とそろえた形でなっているということですので、そういった文言が使われておりますが、若干給与体系も違うことから複雑になっているかと思えます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 参考資料2で、この黒い太枠があります。説明があつて聞き逃したのかもしれないのですが、そここのところで真ん中に本人がいて、隣に配偶者がいて、本人の下にも子・孫になっているのですが、配偶者の下にも子・孫になっているのは、これは。

○指導室長 さまざまなことが考えられると思うのですが、お子さんを持っている方と夫婦関係になった場合に、実子と父母でない場合ということが、そういうことも想定しているということです。

○田谷委員 分かりました。普通だったら間から棒が出ていればいいかと思ったのですが、了解しました。ありがとうございます。

○教育長 議案資料5の8ページの1の(1)の最後のところに、「育児・介護休業法」の改正により、この幼稚園教職員云々という条例を一部改正しますと書いてありますが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」も改正されるわけですよ。2つの法改正と条例改正どう解釈すればいいですか。

○指導室長 解釈でございますが、もし必要があれば文言の訂正は、大変申し訳ないですが前提ですが、今現在事務局の解釈としては、今回の条例改正については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」については今回かかわっていないということで、こういう文言で整理していると我々は捉えています。

○教育長 分かるように書かないと、誤解が生じてしまいます。あくまで「育児・介護休業法」だけの改正を受けて条例改正するということですよ。それでいいのですよね。

○指導室長 そこは説明を入れます。

○教育長 では、分かりやすいように修正してください。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第7号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

○教育長 それでは次に、議案第7号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」説明をお願いします。

○指導室長 ではまず、この議案7号の当日の扱いについてお詫びを申し上げます。

それでは、議案第7号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、概要説明をいたします。本件審議内容は先程ご説明の中でさせていただきました「介護時間」が新設されることに伴って、学校職員の出勤簿の整理規程、要するに出勤簿をどう整理するかという、その規程の一部改正を行うものでございます。なおこの学校職員の出勤簿整理規程というのは、実は県費負担教職員と幼稚園の教員も全て含んだ形での区の出勤簿の整理規程でございますので、若干煩雑な部分がございますので、それについても分かりやすく概要についてご説明したいと思います。

まず4ページをお開きください。こちら、「概要」についてとなっております。後先になりましたけれども、1ページ目が整理規程の一部改正の文言で、2ページ、3ページ目が新旧対照表となっております。改めて4ページ、概要をご覧ください。

まず(1)「経緯」でございますけれども、先程来申し上げてあります法律ですね。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正され、平成29年1月1日に施行されております。この改正により、東京都教育委員会は「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を一部改正し、県費負担教職員及び非常勤職員の新たな休暇として、「介護時間」を導入しております。ここで言う「非常勤職員」というのは教員を定年等で退職した後に、非常勤の職員として学校等で勤務している職員のことを指します。

この条例の改正に伴い、この条例というのは東京都の教育委員会で行っている県費負担教職員、非常勤職員にかかわる改正に伴い、介護時間を取得した場合に出勤簿に、1ページ目にありますように四角囲みの「介時」、介護の「介」時間の「時」を四角囲みをした「介時」というマークを表示する必要がありますことから、学校職員出勤簿整理規程の一部を改正し、四角囲み「介時」の表示をこの規程に整備するものでございます。

先程第6号で審議していただきました際にもご説明申し上げたとおり、幼稚園教育職員は「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正することによって、「介護時間」を取得できるようになります。現時点では「介護時間」というものは幼稚園の先生にはないという考え方です。ですので、県費負担教職員等については、東京都教育委員会の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の適用を受けるため、その条例の施行日である平成29年1月1日から四角囲みの「介時」の表示ができるよう、学校職員出勤簿整理規程を改正する必要があります。

恐れ入りますが資料の2ページをご覧ください。新旧対照表でございます。学校職員出勤簿整理規程、こちらの案の左側でございますが、改正案の別表第5条関係の事由欄をご覧ください。33

として「介護時間」を新設し、その表示を四角囲み「介時」としております。ここで、括弧書きで「県費負担教職員及び非常勤職員のみ」と記載しているのは、先程来申し上げます幼稚園に係る条例の一部が改正されて、幼稚園教職員が「介護時間」を取得できるようになるまでの期間は、幼稚園の先生がこれを外れますので、その取得を県費負担教職員及び非常勤職員に限定したための括弧づけということで、規定しているものでございます。

なお先程ご審議し、ご決定していただきましたとおり、「港区幼稚園教育職員の勤務・休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成29年第1回定例会で審議し、「介護時間」制度を導入する予定となっております関係で、幼稚園教育職員につきましてはこの制度導入時に、改めて同規程を改正させていただくことになります。具体的には括弧書きの「県費負担教職員及び非常勤職員のみ」というものを除く規程の改定となる予定でございます。

東京都教育委員会からは、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正した旨の通知が、年末ぎりぎりのところで届いたことから、昨年中に学校職員出勤簿整理規程を改正することができませんでした。本来ならば1月の定例会で諮るべきところを、そのことにつきましても、今回の臨時会での審議となったことについてお詫びをいたします。申し訳ございませんでした。

なお概要4ページの(2)「その他」といたしまして、東京都教育委員会の条例です。「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の施行により、平成29年1月1日からの県費負担教職員等の休暇として「介護時間」が取得できることとなっているため、本規程につきましては同条例の施行日である平成29年1月1日にさかのぼって、適用することといたします。

2の「施行期日及び適用期日」ですが、施行期日は平成29年本日1月24日、適用期日は平成29年1月1日です。

以上、概要の説明でございました。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、いかがでしょうか。

○小島委員 条例の改正に伴って必然的に出勤簿を整理しなければならないので、このとおりでよろしいかと思えます。このような育児・介護について休暇等をとれるという、一つの職員の権利になるわけですが、我々これ読んでもなかなか分からない面が、一読だとなかなか分からないので、取得した権利を県費の教職員の方、あるいは幼稚園の先生方に、どのように周知説明するのでしょうか。

○指導室長 まず、こういった規程の改正案そのものをまずメール等でお送りするということが第一です。これは実際にさまざまな規程がある中で、学校の勤務に関する、主に副校長・副園長がその事務にかかわるわけですが、おそらくどの教員も介護時間とかとるわけではありませぬので、そういったことがあった際に、きちんと一つ一つそのケースに応じて、事務局としてご説明して、適切に対応するよにということがまず大前提になるかと思えます。

ただメールで伝えるだけでは不十分ですので、副校長園長研修会等の場で、分かりやすく要点だけを捉えてご説明するということも、今後考えていきたいと思えます。

○小島委員 育児・介護については大事なのだということで、改正したはいいいけれど、なかなか分

かりにくくて取得できないというのでは意味がないので、その点、周知をよくやっていただければと思います。要望として述べさせていただきました。

○澤委員 そのとおりですね。本来自分で勉強しなくてはいけないかもしれないですけどね。なかなか、自分がどんな権利というか、権限があるのか分からないですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

では私の方から、ちょっと分かりやすさということで直しておいてもらいたいのですが、4ページの1の(2)の「その他」の最初の「同条例」。これ、(1)では二つ条例が出てくるので。学校職員の勤務時間、休日云々の条例だよね。それは「同条例」にせずにそれを書いておいた方が明確になります。

○指導室長 そのようにさせていただきます。失礼いたしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第7号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 平成28年度教育委員会表彰受賞者について

○教育長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。「平成28年度教育委員会表彰受賞者について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「平成28年度教育委員会表彰受賞者について」ご報告いたします。資料ナンバー1でございます。教育委員会では平成28年度から表彰の対象を、区立幼稚園・小・中学校、及び在籍する幼児及び児童・生徒に加えまして、区内の都立・私立を含む幼稚園・小・中学校などやクラブチーム、また港区在住・在学の生徒等に拡大するということといたしました。

受賞者の説明に入る前に、表彰基準について改めてご説明させていただきたいと思います。資料別紙2の2をご覧ください。1月10日の教育委員会定例会でご説明した際でございますけれども、旧制度から新制度に移ったときの表彰対象は、「幼稚園、小学校、中学校」と表記してございました。考え方に変更はございませんが、基準の表記を、学校教育法第1条に照らし合わせて該当する学校、例えば特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、ここを明確にさせていただきました。申し訳ございません、よろしく願いいたします。区内には都立・私立の特別支援学校がございますので、港区内の「特別支援学校」という表記になってございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。今年度、別紙2に新たな表彰基準をつけてございますけれども、これに基づきまして東京都規模以上の大会などで優秀な成績をおさめたとき、また他の模範となる顕著な功績があった場合について、各学校からの推薦に基づき内容を審査したところ、現時点では、別紙1の名簿のとおり、個人31名と6団体を表彰する予定としてございます。

功績でございますけれども、各表の内容のところでございます。音楽やスポーツ、研究、文化活動まで非常に多岐にわたってございます。また近年なかったのですが、幼稚園児から中学生まで、今回拡大しました私立も含めて、多くの皆さんが活躍されたということがお分かりかと思えます。また区立小学校、私立中学校、また地域で活動するクラブチーム、こちらも団体として素晴らしい成績をおさめられましたので、対象受賞者としてございます。2ページの31番までが個人、3ページの32番からの6団体が団体という扱いとしてございます。

この受賞される皆さんにつきましては、2月7日火曜日午後4時から、区役所本庁舎9階の会議室で表彰式を行いまして、功績をたたえる予定としてございます。

記念品でございますが、これまで団体には表彰状だけだったのですが、団体・個人問わず全員に記念になるものということで考えまして、小・中学校にはボールペンです。参考にご覧いただきたいと思えます。ちょっと分かりづらいのですが、金文字で表彰記念の印字をしてお渡ししたいと思っております。色は4色用意してございます。幼稚園児につきましてはお祝い用の鉛筆セットでございます。小学校に上がった時に使っていただけるよう、鉛筆一本一本にお名前を印字させていただいて、これを贈らせていただくと考えております。

この表彰の、受賞の件につきましては、4月に発行いたします教育委員会広報誌「ひろば」で、ご紹介させていただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問はいかがでしょうか。

○**小島委員** 今回表彰が拡大されたということで、私立の幼稚園・小学校・中学校もということですが、この周知、「こういう制度がありますよ、あったら言ってください」という点、どんな形で今回はやったのですか。

○**庶務課長** 区内の私立幼稚園・小・中学校及び、都立・私立の特別支援学校に直接お電話で制度をご案内した上で、推薦依頼を送付しました。また区外のこととも考えられましたので、広報「みなと」とホームページで周知させていただきまして、対応してございます。全てがこれで把握できているか、定かではございませんが、今後も該当する方がいれば、表彰させていただければと思っております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**澤委員** 色々な分野で子どもたち、生徒さんたちが大活躍しているなということですが、一つだけ単純な質問です。この3ページの芝浦小学校の「第1回全国子ども和食王選手権全国大会」というのは、これはどういうものですか。

○**学務課長** 農水省が後援して今年度から始めたもので、和食をつくるのではなくて、だしの種類を当てる等のクイズや、プレゼンテーションを行い、それで点を獲得していく大会です。今年度はまだ40校しか参加がありませんでしたが、全国を8つの区域に分けて予選を行い、各地区の1位が集まって、11月にお台場で決勝大会がありました。港区の子どもは、全国大会には行ったのですが、残念ながら参加賞で終わってしまいました。

○**澤委員** 和食についての知識を競う。そうですか、非常に興味深い。

○庶務課長 ちょっと補足いたしますと、テーマは和食で、江戸前ずしということでございます。大きなのれんをつくって、そこに江戸前ずしの歴史、特徴を書いたと聞いております。学務課長が申し上げたように、料理をつくるのではなくて、和食の知識等を披露しながら地域をご紹介するという事です。江戸前ずしのよさや、港区に關係する食材として「芝エビ」等の紹介もしたということでございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、この案件は以上といたします。

2 港区教育史の編さんについて

○教育長 次に、「港区教育史の編さんについて」説明をお願いします。

○庶務課長 「港区教育史の編さんについて」ご報告いたします。資料ナンバー2でございます。「港区教育史」は昭和62年に上下巻、また平成9年に「資料編」として刊行してございます。しかしながら平成9年から既に19年経過しているというところでございます。本年4月には港区が区制70周年を迎えるということで、これを契機に、現在の教育史をベースといたしまして、新たな教育史を編さんすることとしてございます。なお「港区史」についても同様に編さんすることとしてございます。

まず、編さん体制でございます。編さんに当たりましては基本方針、また編集内容を決めていく必要がございますので、学識経験者や教育関係者などからなります編さん委員会を設置したところでございます。編さん委員会につきましては、別紙1をご覧ください。委員長には長年にわたり、教育の歴史を研究されております東京大学名誉教授の土方先生、また委員には東京大学教授の小国先生、また生涯学習分野をされているPTA関係、スポーツ・青少年関係の方々、学校長等で構成してございます。

次に資料2の2ページをご覧ください。先日1月10日第1回編さん委員会が開かれまして、このように基本方針というものを決めていただいたところでございます。

方針としましては、当然ながら江戸時代後期から始まる港区、この場所での教育の歴史を、ここは主に通史としてしっかりと、歴史的な事実をまとめていくということでございます。また事実とともに学術研究をもとに編さんを行っていくということです。

(3)では親しみやすい区民が身近に感じられる教育史をつくっていくということ。同じように区民と可能な限り協働で、情報等をいただきながら、皆さんとつくり上げていくことで愛着を持っていきたいと考えてございます。

またICTをこれに活用いたしまして、これまでは書籍だけでしたので、非常に見るのが限られていたかと思えます。ボリュームも非常に多いものですので、これをインターネット上で見られるような形で、国内外に発信していきたいということでございます。また今回集めた資料は大変貴重なものですので、しっかり保存、また継続して資料収集にも努めるということです。

今回の編さんの大きなポイントは(7)でございます。今までは客観的にまとめ上げておりましたが、より身近に感じていただくためにはどうしたらいいかということで考えたのがこの(7)で

ございます。名称はあくまでも仮でございまして「くらしと教育編」というのが、ちょっと分かりにくいのですが、これは教育というのは本当に生まれてから生涯、学校だけではない生涯にわたって、ずっと密接に一人ひとりにかかわるものだというので、特に通史とかがどちらかと言うと行政側と言うのでしょうか、その視点が強いのですが、区民の皆さんの暮らし側からどう教育が見えているのかというのをテーマに、1つ広く知っていただくために、新たにつくっていかうかというものでございます。詳細はこれから学識経験者の先生のご意見をいただきながら、どういう焦点、どこに焦点を当てるかというの、今後また、随時検討していくこととなってございます。広く、多くの方に見ていただくように、冊子や、ネット上でも公開していきたいと思っております。

編さんの期間でございますが、もう既にスタートしてございまして、今年度は主に既にある資料の目録等を整理していることと、現在刊行されています教育史をデジタル化しております。これが完成しますと、現在のものであれば来年4月には、インターネット上で見る状態になるということです。いずれにしても31年度までかけて編さん・編集をしていくということで、最終的には平成32年3月末には完成させたいということでございます。

成果物といたしましては、これまでどおり書籍の物、またデジタルアーカイブということで、インターネット上で手軽に見られるような形を考えてございます。

平成29年度から、引き続き資料収集をしながら、具体的な執筆をスタートさせる予定としてございます。またこの「教育史」の編さんに関しましては、適宜教育委員会に報告してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、一番後ろに今年度からの4年間のスケジュールが書かれてございます。今申し上げた教育委員会へは本日報告してございますが、今後も適宜報告をしてまいる予定です。先程冒頭で「区史」の編さんのスケジュールも出ておりますけれども、区史の編さんとは連携をして、互いに情報共有しながら、歩調を合わせて進めていくとしてございます。

なお、下には今ご報告しました編さん委員会に加えまして、庁内の検討会や、中心となり編集に直接携わる教育センターの組織を記載してございます。右側が区史編さんとの関係ということであらわしてございます。簡単ですが、説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ございませんでしょうか。

○澤委員 大事な区政70年記念の事業だと思っておりますが、特にこのデジタル化して公開というのが非常に大事だと思います。区民の皆さんに、区民だけではないのかもしれませんが、広く見ていただくためにはWEBで公開する。今のお話だと、現在ある教育史も来年の4月にはWEBで見られるようになる。結構ですね。上下だか3巻ぐらいありましたね。だからあれを家に持っていだけで結構大変でしたけれども、WEBで見られれば、色々なインデックスという検索もできるし便利です。

それと、編さん委員会のメンバーは資料の別紙1にあったのですけれども、それに実動部隊というのでしょうか、検討会とかそれから編集室という体制があります。新港区教育史を編さんするその検討会のメンバーは関係課長さんとそれから校園長を3名とありますが、この3名というのは、編さん委員会の方とはまた違う方がなられるということですか。

○庶務課長 検討会の校園長は編さん委員会の委員の先生方をお願いしております。同じ方です。

○澤委員 同じ方。検討会の中も全く同じ3名の先生ということですか。

○庶務課長 そういうことです。

○澤委員 実動部隊としての編集室というのは指導室が担当ということですか。色々大変だろうと思うのですが、この作業量を補助するのは何かあるのですか、ここに書いてある臨時職員の方とか何かそういうサポート体制みたいなのは。

○庶務課長 まずここにあるとおり、主に元校長先生や学校の先生方に中心になって動いていただくことになるかと思えます。臨時職員は、必要に応じて作業をする方を雇用します。このほかに、この編さんに当たっての支援事業者と契約を結んでございます。支援事業者には、デジタル化の作業や、色々な会合の準備、またその資料調整等、専門的な視点でバックアップをしていただくということですか。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの案件は以上といたします。

3 港区スポーツセンタープールの休止について

4 青山運動場のテニスコートの休止について

○教育長 次に、「港区スポーツセンタープールの休止について」、「青山運動場のテニスコートの休止について」あわせて説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、まずスポーツセンターのプールにつきまして、教育委員会資料ナンバー3をご覧くださいと思います。3、4と差しかえがあり、申し訳ありませんでした。

まずスポーツセンターでございますが、例年、年に2回、プールの施設の安全の点検、それから清掃ということで、4月、と10月に1週間程度点検等ということで休止させていただいて維持管理をさせていただいているところでございます。

今回、29年4月4日から14日までということで、1週間より少し長い期間でございますが、安全点検、清掃以外に、男性更衣室にありますシャワー室のところから水が漏れている状況がございますので、そこをしっかりと補修の工事をさせていただくということも含めまして、あわせて休止させていただきたいと考えております。

1月26日に告示の手続きをとらせていただきましてから、ホームページ等を使いまして、利用者に早めに丁寧に周知をさせていただきまして、利用者の方々のためになる、苦にならないような形の周知をさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、教育委員会資料ナンバー4をご覧くださいと思います。こちらは青山運動場のテニスコートの休止についてでございます。青山運動場のテニスコートは人工芝を張っているところでございますが、ここを部分的に張りかえさせていただきたいと考えてございます。

利用を全部休止してしまいますとずっと使えなくなってしまうので、コートが2面ございまして片側の1面ずつ、6月1日から15日、それから別の面を16日から6月30日までということで、段階的に休止させていただきたいと思っております。

資料1をご覧いただきたいのですが、張りかえる部分につきましてはサービスを打つ部分、それから実際にボールを受ける部分、一番動く部分の磨耗が費用に激しいものですから、プレーする間につまずいてしまつては危険があるということで、部分的な張りかえをさせていただきたいと思ひます。以前張りかえたのはもう10年前ぐらい、平成18年2月ということになりますので、安全性を担保するために張りかえをしたいと考えております。

なお青山の運動場につきましては、このテニスコートに近接している野球場のところで、先般1年間かけてですけれども、土管が陥没してしまつたことによって、工事をさせていただいたところがござひます。その土管というのがつながつておりまして、それでテニスコートの部分のどの部分に入つてゐるかというのは、29年度に調査をさせていただきたいと思ひますが、レーダーを使つて、まず外部的に調査をさせていただき、その後、土管の中に展開カメラもリモコンで操作して入れて、実際にひび割れの部分とか状況を調査させていただいた上で、3年後に土管をきちんと、中心に入つてゐるようであれば撤去した上で、人工芝については全面的に張りかえを行わなければならぬと考えてござひます。ですので、今回については、あくまでも磨耗が激しい部分の部分的な張りかえをさせていただきたいと考えてござひます。

こちらも同じように1月26日に告示の手続をとらせていただきまして、早速ホームページ等を使いまして、できるだけ早く周知をさせていただき、利用者の方のご不便にならないような形の対応をとらせていただきたいと思つております。

説明は以上でござひます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上といたします。

5 卒業（修了）証書の発行年月日の取扱いについて

○教育長 最後になります。「卒業（修了）証書の発行年月日の取扱いについて」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「卒業（修了）証書の発行年月日の取扱いについて」、教育委員会資料ナンバー5でご説明をいたします。

まず報告内容の四角囲みの中ですが、卒業証書、修了証書についての発行年月日については原則元号を使用しておりますし、これからもその原則は変わりござひません。ただ外国籍等の幼児・児童・生徒等の保護者、または本人からの申し出により、西暦による表記を可能とするということをご報告するものでござひます。

現状は卒業証書等の発行年月日、原則として元号を現在も使用しているところですが、その様式については「港区立学校の管理運営に関する規則」に基づき、定めております。現在港区では多くの外国人が居住している関係で、幼稚園を含めた区立学校にも外国人が多く在籍しております。今後西暦での表記の希望が多くなるのが想定されるので、柔軟に対応できるように選択肢を拡大することが必要であるという、そういった現状を踏まえて、今回このような取扱いにすることとしております。

真ん中の四角囲みでございますが、「港区立学校の管理運営に関する規則」については、先程申し上げたように20条に「別に定める」とございます。また区の元号と西暦の考え方については、こちら「(仮称)実践!やさしい日本語による公文書」という、これから分かりやすい日本語で表記をしましょうということの、そういったものが今後出される形になっておりまして、まず元号と西暦のいずれかで表記するかについてはその中で、その文言に「年を元号と西暦いずれかで表記するかについて法令に定めはありませんが、通常の公文書においては、原則として元号で表記します」と。「ただし、その文書の対象者、性質等から必要と認められる場合は、西暦表記又は元号と西暦の併記とすることも認められます」ということがあることも、この取り扱いの根拠となるものでございます。

「見直し内容」、今申し上げたように原則元号としながらも、発行年月日については申し出があった場合に西暦による表記を可能とすること。

「今後のスケジュール」でございますが、本日の報告、1月下旬に学校に見直し内容周知、そして学校が保護者の意向調査を実施し、2月から3月に学校が卒業証書を作成し、3月下旬の卒業式の挙行の際に卒業証書を、幼児・児童・生徒の卒業証書、修了証書を幼児・児童・生徒に渡すものでございます。

参考までにこれまで生年月日については西暦表記を認めていたところ、発行年月日は元号表記と西暦の表記を、西暦の表記を括弧づけでつけるような形、元号については申し出があった場合には両方表記するという対応していたところです。

ちなみに昨年度はその中でも、西暦だけで表記をしてくださいという要望は特にございませんでしたが、今回、今の説明のような中でその範囲を広げるということで、西暦の表記を可能とすることといたします。

説明は以上となります。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ございますでしょうか。

○**小島委員** 今まで元号で、今回「西暦表記又は元号と西暦の併記」を認めると書いてあるのですが、例えば元号と西暦の併記は、どういう場合に希望されるのですかね。

○**指導室長** 外国籍であれ、実際には漢字で書きますので、外国籍であっても、例えば横書きの英文の卒業証書ではない限り、どういう意味があるかというのはちょっと分からないところでございますが、実際こういう動きの中でミレニアムのように、例えば生年月日をミレニアムの年に生まれたお子さんについては保護者がかなり、生年月日を「2000年」としてもらいたいという思いのある保護者の方が多かったとか、あとそれに関連して、それだったら西暦表記がいいのではということで、そういうことを要望する可能性もあったのかなということは、想像ですけれども。

○**小島委員** そうした場合に、子どもの保護者からの要望を何か最優先してということのようですが、最終的に決定するのは学校長でしょうか、どういうことになるのですか。

○**指導室長** あくまでも原則は元号なのだということの前提の中で、理由等を校長が聞き取って、校長の判断で西暦とすることも認めるということです。

○**小島委員** 両方併記するのはこういう場合だという基準はつくらないで、学校長に任せるという

ことになるわけですか。

○指導室長 そのとおりでございます。区分けを参考までに、昨年度までは元号を書いて括弧づきで西暦が入っていたのですが、今回、発行年月日も西暦のみでよしとすると考えています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上といたします。

- 6 生涯学習推進課の12月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の2月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の12月行事实績について
- 10 図書館の12月利用実績について
- 11 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 12 2月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の12月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「生涯学習推進課の2月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の12月行事实績について」、「図書館の12月利用実績について」、「図書館・郷土資料館の2月行事予定について」、「2月指導室事業予定について」、この7件の定例報告については配布資料のとおりでございます。各案件についてご質問、ございますでしょうか。

○小島委員 指導室の資料ナンバー12なのですが、これの3日の「教科等横断的にコンピテンシーを育成する指導の実践」とあるのですが、「コンピテンシーを育成する」とはどういう意味でしょうか。

○指導室長 基本的にはこちらの青山中学校の研究は新しい学習要領を見据えて、今学習での背景にかかわる学びの仕方ですね。対話的な深い学びということにかかわっての研究でございます。

教科横断的に、どうしても中学校の研究は教科ごとでどうしても分断されているところがございますけれども、それらを、「コンピテンシー」というものの直訳は、組織内でのそれぞれの役割をどう果たしていくかというような、そういう趣旨の言葉だと我々捉えておりますので、これはまだ具体的に研究の冊子等がまだでき上がっておりませんので、これからそのところを読み解きながら、またその当日に、そのことについて私も指導・講評させていただこうと思っています。

簡単に言うと、組織がばらばらに、教科ごとにばらばらではなくて、それが互いに関連づけて、その個を尊重しながらもそれを共同して、全体として学校の教育過程の狙いとするところに結びつけるという。そういう考え方に基づいて生徒に、教科が色々またがっているけれども、さまざまなそれを結びつけて考えるようなことを育成していく指導ということで、今回研究されているものというように考えているところがございます。

○小島委員 その日の講演として電通総研が「コンピテンシー こんなのだらう」と書いてあるのが、何なのかなと思って、どんなのだらうと。「こんなのだらう」というのはどんなのだらうと。

○指導室長 こちらについては、まず電通からこういったお題をいただいているところです。簡単に言うと、企業理念等を、それを人材活用、要はそういう子どもたちの教育に、そういった企業のノウハウをどう生かしていくかというような内容であるかなと思っています。実際に全くこの講演の内容も学校、企業の真似をするわけではございませんので、そういった教育の研究にかかわっての内容になるのかなと考えています。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 資料ナンバー7の3ページ。生涯学習推進課の「放課GO→」の児童育成事業の「登録児童数計」というのが、まだ12月までの統計ですけれども、27年度に比べると何か随分減っている。組織がほかに移ってということですか。

○生涯学習推進課長 27年度から28年度にわたって青南小学校や白金の丘小学校については、「放課GO→」から「放課GO→クラブ」に移行いたしました。「放課GO→」については28年度は人数が減ったように見えるのですが、逆にその分「放課GO→クラブ」の利用者が増えたという形です。

○澤委員 なるほど、だから15,000人ぐらい減っているのだけれども、「放課GO→クラブ」の方は移行した分以上に増えて合計で132,751人になっている。この事業が保護者の方から、いずれにしても2つ合わせて非常に期待されているということですね。

○生涯学習推進課長 そうですね、需要はしっかりあります。

○澤委員 なるほど、分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定している案件は全て終了しましたけれども、庶務課長、その他、何かありますでしょうか。

○庶務課長 特にございませぬ。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を2月13日月曜日の午前10時から開催の予定です。よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後4時43分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕